

東京圏（第27回）・関西圏（第22回）・福岡市・北九州市（第21回）
仙台市（第12回）・広島県・今治市（第7回）
国家戦略特別区域会議 合同会議 議事要旨

1. 日時 令和元年9月26日（木）10:59～11:37

2. 場所 中央合同庁舎8号館1階講堂

3. 出席

北村 誠吾 内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革）

大塚 拓 内閣府副大臣

<自治体>

小池 百合子 東京都知事

吉村 洋文 大阪府知事（代理：松本 正光 大阪府政策企画部特区推進監）

西脇 隆俊 京都府知事

（代理：上井 圭一郎 京都府商工労働観光部ものづくり振興課
イノベーション人材育成推進担当課長）

高島 宗一郎 福岡市長

郡 和子 仙台市長（代理：梅内 淳 仙台市まちづくり政策局次長）

菅 良二 今治市長（代理：越智 博 今治市副市長）

木村 恵司 三菱地所株式会社 相談役（代理：井上 俊幸 開発推進部長）

藤田 義幸 一般財団法人和知ふるさと振興センター理事長・道の駅「和」
駅長

瀬頭 卓也 新天町商店街商業協同組合理事

菅野 永 株式会社MAKOTO WILL 代表取締役社長

<有識者>

八田 達夫 国家戦略特別区域諮問会議 有識者議員

阿曾沼 元博 国家戦略特区ワーキンググループ 委員

八代 尚宏 国家戦略特区ワーキンググループ 委員

<内閣府>

山崎 重孝 内閣府事務次官

<事務局>

海堀 安喜 内閣府地方創生推進事務局長
森山 茂樹 内閣府地方創生推進事務局次長
村上 敬亮 内閣府地方創生推進事務局審議官
山本 哲也 内閣府地方創生推進事務局参事官

4. 議題

- (1) 認定申請を行う区域計画（案）について
- (2) その他

5. 配布資料

資料1-1 東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）
資料1-2 関西圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）
資料1-3 福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（案）
資料1-4 仙台市 国家戦略特別区域 区域計画（案）
資料1-5 広島県・今治市 国家戦略特別区域 区域計画（案）
資料2 東京都提出資料
資料3 大阪府提出資料
資料4 京都府提出資料
資料5 福岡市提出資料
資料6 仙台市提出資料
資料7 今治市提出資料
参考資料 国家戦略特別区域会議 合同会議 出席者名簿

○山本参事官 ただ今より、東京圏・関西圏・福岡市・北九州市・仙台市・広島県・今治市の国家戦略特別区域会議合同会議を開会いたします。

出席者につきましては、お手元の参考資料を御参照ください。

始めに、北村大臣より御挨拶をお願いいたします。

○北村大臣 皆様、おはようございます。先日11日の内閣改造で、国家戦略特区を始めとする地方創生と規制改革を一体的に担当することになりました北村誠吾でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、区域会議にお集まりをいただき、厚く御礼を申し上げます。開催に当たりまして、御挨拶をさせていただき次第であります。

大臣着任に際しまして、安倍総理からは、規制改革はアベノミクスの三本の矢の重要な柱であり、地方創生とともに特に力を入れて取り組むよう、直接御指示がございました。今後はこれまで以上に積極的に地方にお伺いし、地域の方々からそれぞれ数多くの声を承り、本当に必要な施策を見極め、政策に反映して参りたいと考えております。

国家戦略特区制度は岩盤規制改革の突破口であり、また、地方創生の起爆剤でもございます。私も、スーパーシティ構想の実現はもちろんのこと、御提案いただいた規制改革項目について、その実現にしっかりと取り組んで参りたいと存じております。各自治体の皆様方におかれましては、さらに積極的な御提案をお願いしたいと考えております。

本日は、5区域の計13事業につきまして、区域計画（案）を御審議いただきます。御了承いただければ、速やかに総理認定の手续へ進めさせていただきたいと存じております。有意義かつ忌憚のない御審議を賜りますようお願い申し上げます、私の御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○山本参事官 北村大臣、ありがとうございました。

続きまして、大塚副大臣より一言御挨拶をお願いいたします。

○大塚副大臣 皆様、おはようございます。この度、内閣府副大臣を拝命しました大塚拓でございます。

北村大臣を支えて、国家戦略特区を始めとする地方創生、規制改革、その他、担当38項目ございますが、それをお支えることになりましたので、皆様にもどうぞよろしく御指導を賜りますようお願い申し上げます。

よろしく申し上げます。

○山本参事官 ありがとうございました。

プレスの皆様は御退室をお願いします。

（報道関係者退室）

○山本参事官 それでは、本日の議題、認定申請を行う区域計画（案）につきまして御審議いただきます。

区域ごとに事務局から計画案を御説明し、その後、各自治体、民間事業者の方から追加の規制改革提案を含め、御発言をいただきたいと思います。

なお、各区域の計画案につきましては、時間の都合上、大変恐縮ですが、まとめて御審

議いただきたいと思います。

まずは、東京圏の計画案について、事務局より御説明いたします。

○村上審議官 資料1-1を御覧ください。

2(2)の都市計画法の特例及び2(17)の住宅の容積率に係る建築基準法の特例についてであります。八重洲一丁目北地区及び日本橋室町一丁目の都市開発プロジェクト都市計画決定手続の迅速化で、対象区域の拡大・変更がございます。それから、容積率の限度割合を引き上げることで国際水準の居住施設を整備する計画ということで、日本橋室町一丁目のプロジェクトにつきましては容積率の特例も今回お使いいただくということでございます。

次に、2(3)の道路法の特例でございます。東京都の池袋駅東口グリーン大通りについては既に認定案件の適用区域の拡大、それから、浅草六区ブロードウェイにおきまして、外国人を含む旅行者等の受入促進のためのオープンカフェ設置や各種イベント等の開催ということでの特例と承知してございます。

次に、2(23)で外国人受入れに当たっての高度人材ポイント制。これは初活用になるものでございます。出入国管理上の優遇措置を講ずる制度の特別加算として、全体で70点が必要な制度で、10点を加算するというので、東京都が全国で初めて御活用される案件でございます。

最後に、5(2)で特産酒類の製造事業についてで、檜原村のじゃがいも焼酎の話と承っておりますが、最低製造数量の適用を除外するというので今回、製造免許取得の基準についての特例を御活用されるということでございます。

事務局からは以上でございます。

○山本参事官 本件につきまして、東京都、小池知事より御発言をお願いいたします。

○小池知事 おはようございます。

この度、北村大臣、そして、大塚副大臣、それぞれ御就任、まことにおめでとうございます。今、国際情勢が激動し、また、デジタル化を含めて産業が大転換を遂げている中において、スピード感を持って大胆に、またきめ細かに、この改革を進めていかなければ、世界の流れに置いてきぼりを食うような事態になってはいけません。そういう意味で、本日もこの特別区域会議は大変重要なものと認識をいたしております。どうぞ、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元に資料2という提出資料がございますので、そちらのほうにまとめてございます。簡単に御紹介をさせていただきたく存じます。

まず1ページ目で、高度人材ポイント制度の特別加算であります。東京都の指定事業を活用いたしまして、東京に進出する外国企業に就労する外国人を高度人材ポイント制といたしまして、そこに特別加算の対象とすることで、国際金融都市・東京の実現に向けての

高度金融外国人人材の更なる受入れの促進につながるものと存じます。これは以前、東京都のほうから国に対しまして提案をいたしておりまして、この度、東京都が全国で初めて活用するというケースになります。

次の2ページで、今、お話がございました、朝からなんです、焼酎特区の活用と。東京には檜原村という大変自然に恵まれた地域がございます。そこの特産品がじゃがいもで、このじゃがいもを焼酎にする。今回、特区を活用しまして、檜原村の村内で大変少ない製造量の焼酎の製造を可能とするものでございます。少ないということは逆に希少価値があるということで、檜原村も大変人口が少なく、そして、森の中ということで、東京にもいろいろ過疎の部分もございまして、そこの刺激策、産業にもなりますので、この点、よろしく願いいたします。

現在は村外に製造を委託しておりますけれども、お認めいただけますと、村内における製造に切り替えまして、焼酎作りの見学や販売ができることによって村の新たな観光拠点といたしたいと考えております。観光振興、6次産業化の実現につながるものと思います。

3ページ目で、今度は都心部になります。八重洲一丁目北地区、そして、日本橋室町一丁目地区の都市再生の推進でございます。いずれの案件も都市計画法の特例を活用しまして、日本橋川の川沿いの交流拠点となります。広場を整備したり、首都高地下化への協力などを行って、水辺の賑わい創出を図るものでございます。日本橋の上の首都高は1964年のオリンピック東京大会の言わばレガシーではございますけれども、日本橋本来の風景、町並みを取り戻すという意味では地下化を進めていきたいと考えております。

それから、八重洲地区につきましては、先ほどもお話しさせていただきましたが、高度金融人材を招くようにして、東京が国際金融都市・東京ということをもた再び取り戻す意味で、そのサポート施設になります。室町地区でライフサイエンス産業支援施設を整備するなど、地域の特性を生かした取組を進めて参りたく存じます。加えまして、室町であります、この地区では住宅の容積率の特例を活用して、国際水準の居住施設約100戸の整備を行うものでございます。

次に、4ページ目がエリアマネジメントに関する道路法の特例で、今回、新規の認定案件としては浅草六区のブロードウェイ、それから、認定済ではございますが、池袋駅東口グリーン大通りでの区域の拡大等の提案でございます。

浅草地区ではイベント時においてオープンカフェなどを設置し、休憩ができるおもてなし空間を作ることによって、外国人を含む観光客の受入環境を整えます。地域のさらなる魅力向上につなげて参りたく存じます。

それから、池袋地区でございますが、南池袋公園というものは今、公園改革の一つの良い例としてよく紹介されるところで、この公園とグリーン大通りを接続する道路を新たに区域指定して、エリアの回遊性を高めるということで、国際的なイベントの開催都市とし

での魅力向上を図るものでございます。

以上、御審議のほど、よろしく願い申し上げます。ありがとうございました。

○山本参事官 続きまして、三菱地所株式会社、井上開発推進部長より御発言をお願いいたします。

○井上開発推進部長 東京都の都市再生については、八重洲一丁目北地区及び日本橋室町一丁目地区において、日本橋川沿いの連続的な水辺空間や歩行者ネットワークの整備などを進めて参ります。また、今回提案した住宅容積率の特例やエリアマネジメントの特例など、引き続き特区を徹底活用し、東京都における都市の魅力向上に貢献していきたいと考えております。

○山本参事官 ありがとうございます。

次に、関西圏の計画案について、事務局から御説明いたします。

○村上審議官 資料1-2を御覧ください。

2(2)の病床規制の特例についてでございます。こちらは一般社団法人中之島アイセンター推進協議会が、全国初のiPS細胞由来角膜上皮細胞及び内皮細胞移植など、最先端の医療技術に係る臨床研究を行うということで、新たに19床を整備するものでございます。

続きまして、2(3)の国家戦略道路占用事業、エリアマネジメントで、一般財団法人和知ふるさと振興センターが、京丹波町で道の駅に近接する国道沿いにサイクルポートやオープンカフェ等を設置する予定と承知してございます。

最後に、2(20)で帯水層蓄熱型冷暖房事業。これは全国初活用。先般、まさに規制改革として省令改正で実現したばかりの制度でございます。実証実験を通じて、地盤沈下等が生じないことが確認された帯水層蓄熱技術に関し、大型の都市開発の案件の中で、地下水をやや多目に吸い上げて、安定的な蓄熱型冷暖房事業を展開するものでございます。

事務局からは以上でございます。

○山本参事官 本件につきまして、大阪府、松本政策企画部特区推進監より御発言をお願いいたします。

○松本特区推進監 大阪府でございます。資料3、大阪府資料の1ページを御覧ください。国家戦略特別区域高度医療提供事業、いわゆる病床規制の特例について御説明いたします。

大阪市北区中之島の〔仮称〕未来医療国際拠点内で一般社団法人中之島アイセンター推進協議会が開設する眼科診療所において、世界最高水準の高度な医療を実施するものでございます。具体的には、iPS細胞から作った角膜細胞のシート移植手術などを行い、再生医療の実用化を促進いたします。

続きまして、2ページを御覧ください。帯水層蓄熱型冷暖房事業について御説明いたします。

大阪市では全域が地下水採取規制区域に指定されておりますが、うめきた地区での実証

実験の結果を踏まえ、建築物の冷暖房を目的とした地下水の熱利用に限り採取を許可するものでございます。これにより、CO₂排出量の削減や省エネルギーを実現し、環境に配慮したまちづくりに寄与するものと考えております。

以上でございます。

○山本参事官 続きますして、京都府、上井商工労働観光部ものづくり振興課イノベーション人材育成推進担当課長より御発言をお願いいたします。

○上井担当課長 京都府から資料4に記載の国家戦略道路占用事業、エリアマネジメントに係る道路法の特例について御説明申し上げます。資料を開いていただきたいと思います。存じます。

京都府京丹波町にございます道の駅「和」の指定管理を行う一般財団法人和知ふるさと振興センターが、道路法の特例を活用した地域の賑わい創出を実施するものです。後ほど運営法人の藤田理事長からも御説明いただきますが、本特例を活用することで、道路空間を利用したサイクルポートやオープンカフェ等の設置が可能となり、近年、丹波エリアで競技者が増加しております自転車競技のサイクリスト等を含めた観光客の利便性向上を図ります。

また、観光客だけではなく、道の駅が地域住民との交流拠点として機能し、地域の新たな賑わい創出につながることを期待しております。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○山本参事官 続きますして、一般財団法人和知ふるさと振興センター、藤田理事長より御発言をお願いいたします。

○藤田理事長 事業内容につきましては、京都府からの説明のとおりでございます。京都府の資料にございますように、道の駅「和」におきまして、エリアマネジメントに関する特区認定を受けることによりまして、地元住民と丹波地域を訪れる観光客の交流、賑わい創出に取り組んで参りたいと考えております。

特に京都丹波ロードレース等の自転車競技を含め、丹波地域一帯での自転車競技者が近年増加する傾向にございます。こうした競技者への利便性の向上を進め、特色ある地域の賑わい作りに積極的に進めて参りたいと考えております。

以上でございます。

○山本参事官 ありがとうございます。

次に、福岡市・北九州市の計画案について、事務局から御説明いたします。

○村上審議官 資料1-3でございます。

2(1)のエリアマネジメントに係る道路法の特例で、福岡市の天神15号線におけるイベントエリアの拡大の案件と承知してございます。

区域計画の認定案件としては以上でございます。

○山本参事官 本件につきましては、福岡市、高島市長より御発言をお願いいたします。

○高島市長 福岡市でございます。北村大臣、大塚副大臣、御就任おめでとうございます。御指導よろしく願いいたします。

まずは、資料5の1ページ目を御覧ください。こちらは福岡市のど真ん中にあります商店街、新天町商店街で国家戦略道路占用事業の認定区域の拡大をお願いするものでございます。この件については、瀬頭理事にお越しいただいておりますので、後ほどお話をお伺いします。

2ページ目を御覧ください。これはクリーニングに関する規制緩和なのですが、要するに、出勤するときにロッカーに預けて、帰るときにでき上がったものを受け取るというサービスで、何となく今でも既にありそうな気がするのですが、実は下着やタオルは消毒が必要ということで、ロッカーでの受け渡しができない状況にあるわけです。これを今回、規制緩和をして、そうしたことができるようにしよう。事業者のほうの中を消毒するとか、こうした自治体のチェックということを条件に取扱いを可能とするものでございます。

3ページ目を御覧ください。こちらからは発表なのですが、福岡市も8月27日、開業ワンストップセンターをオープンしました。何が新しいかということ、法人設立に係る手続を、コンシェルジュのサポートで、オンラインでまとめて完結できるという全国初の取組でございます。スタートアップ都市のトップランナーとして、これからもこうした環境整備をしっかりとやっていきます。

4ページ目を御覧ください。そのスタートアップといいますと、日本で最大のスタートアップ支援施設、学校を丸ごと使ったFukuoka Growth Nextという施設がございますが、リニューアルオープンをいたしました。そして、8月には国の重要文化財、赤煉瓦文化館をエンジニアの拠点、聖地として、エンジニアカフェとしてオープンいたしました。エンジニアがスキルを高め、チャレンジできる。また、海外のエンジニア等のゲートにもなるような施設ということでスタートしております。

国家戦略特区、航空法の高さ規制の特例承認・緩和をいただいて、今、大きく生まれ変わっている天神ビッグバンエリアの西と東のゲートで象徴的な二つの施設を核にチャレンジが進んでいることを御報告させていただきます。

以上です。

○山本参事官 続きまして、新天町商店街商業協同組合、瀬頭理事より御発言をお願いいたします。

○瀬頭理事 よろしく願いいたします。

昨年10月に、特区の認定を頂戴いたしました。12月に、タイ国総領事館の福岡開設を記念いたしましたイベントを開催することができました。ありがとうございました。

今回、対象エリアを拡大することでイベント内容の充実と、福岡市が推進しておりますMICEの魅力向上に一層寄与して参りたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○山本参事官 ありがとうございます。

次に、仙台市の計画案について、事務局から御説明いたします。

○村上審議官 資料1-4を御覧ください。

2(9)の国家公務員退職手当法の特例でございます。公務員がスタートアップ企業に転職し、3年以内に公務員に再度戻った場合に、公務員としての勤続年数を通算し、退職手当に不利が生じない措置を講ずるものということで、仙台市で公務員採用の意向を持つ1社が出て参りました。株式会社MAKOTO WILL、本日お越しでございますけれども、そちらで活用したいという認定案件でございます。

事務局からは以上でございます。

○山本参事官 本件につきまして、仙台市、梅内まちづくり政策局次長より御発言をお願いいたします。

○梅内まちづくり政策局次長 仙台市でございます。資料6を御覧ください。

今回の項目は、国家公務員の退職手当の特例でございます。この特例により、スタートアップ企業の多様な人材確保に向け、官民の人材流動性を高め、スタートアップ企業の成長を後押しして参ります。

現在、本市では東北大学を始め、市内の大学においても学生による起業を促す取組を強めておりますし、本市の起業支援センター「アシ☆スタ」を始め、さまざまなスタートアップ支援の団体・事業者がございまして。本日は、この特例を活用予定の株式会社MAKOTO WILLにお越しいただいておりますので、この後、御説明を申し上げます。

今後とも、規制緩和メニューを積極的に活用しながら、地域課題の解決等に取り組んで参る所存でございます。

以上でございます。

○山本参事官 続きまして、株式会社MAKOTO WILL、菅野代表取締役社長より御発言をお願いいたします。

○菅野代表取締役社長 MAKOTO WILLの菅野と申します。

弊社は、自治体とともに地方から日本をおもしろくというミッションを掲げたベンチャー企業になります。自治体と連携した創業支援であったり、人材育成の取組を中心としながら、自治体の課題解決に新規の取組を見出していこうと考えております。そういった中で、私も元公務員ですが、今回の特例をきっかけに、多様な人材との出会いにつながることを非常に期待しております。

以上になります。

○山本参事官 ありがとうございます。

次に、広島県・今治市の計画案につきまして、事務局から御説明いたします。

○村上審議官 資料1－5でございます。2（2）の国家公務員退職手当法の特例、先ほどと同じ内容でございます。今治市で採用意向を持つ1社を追加する、株式会社わっかのケースと承知をしております。

以上です。

○山本参事官 本件につきまして、今治市、越智副市長より御発言をお願いいたします。

○越智副市長 今治市でございます。資料7にまとめてございます。

今治市はしまなみ海道を軸とした国際交流拠点を目指しておりますが、この度、株式会社わっかが国家公務員の退職手当の特例を活用し、見識と経験を持つ高度人材を確保し、しまなみ海道の最大の魅力、サイクリングの良さを世界に発信できるよう、必要とされるサービスを提供しようとするものでございます。

先般、しまなみ海道が世界に誇り得るサイクリングロードとしてナショナルサイクルートの第1次候補として選定されましたが、道の駅の民間拡大等、各種施策を一体で取り組み、サイクリストのニーズに対応したサポートや質の高いサイクリング環境の整備など、官民連携による取組を継続的に推進し、更なるインバウンドの推進等を図りたいと考えてございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○山本参事官 ありがとうございます。

それでは、民間有識者の方々を含め、御意見を伺いたいと思います。どなたからでも結構でございます。

八代委員、お願いします。

○八代委員 どうもありがとうございました。いずれも、この国家戦略特区を活用した規制改革を具体的に活用されるすばらしい例だと思います。

ただ、残念ながら、最近、この特区に関して、これがあたかも特定地域の特権であるかのような風潮が非常にあって、心配しているわけであります。このどこかの特区で実現した規制改革というのは、他の地域でもそのまま使えるわけですので、こういう合同会議をやっていることは、ここで他の地域が提案された規制改革を是非自らのところでもまた活用していただく良い機会だと思います。

それから、特に東京都に関しては都市部の中心から山村部の方まで多様な規制改革の御提案をいただきましたが、なぜ、この規制改革が、例えば池袋とか浅草等の特定の区だけにしか使われないのか。当然、23区すべてに共通するものにも関わらず、他の区には特区を活用する動きが遅いわけで、ぜひ小池知事におかれましては、他の区にも積極的な活用を促していただきたいと思います。

九州も、なぜ福岡市だけがこんなに突出して改革を進めておられるのか。是非、九州全土にこういう良い例を広めていただければと思います。

仙台市、京都府についても全く同じだと思いますので、是非この機会に特区の全国的な活用を進めることができると願っております。

○山本参事官 他にいかがでしょうか。

八田議員、お願いします。

○八田議員 コメントの前に三菱地所の井上部長に伺いたいことがございます。住宅容積率の特例ということのを室町でなされているとのことでしたけれども、これにはいろんな特例の条件があると思うのですが、具体的にはどういうことに活用されるための条件ですか。

○井上開発推進部長 今回の特例については、外国人、高度人材等を速やかに導入するための住宅、そういったものを導入していこうということでございます。

○八田議員 それは外国人を入居させると特例がとれるということですか。

○井上開発推進部長 恐らく外国人、高度人材等の方が住むための色々な附带設備ですとか、単にスペースだけではなくて、そういったものを準備するということだと思っております。

○八田議員 ありがとうございます。今回のお話を伺っていて、特区での規制緩和がますます全国的に活用されているということがわかりました。例えば国家公務員の退職手当の特例は、最初は1カ所で始まったのですが、今回は仙台市と今治市で活用されるようになります。エリアマネジメントは、今回は東京都、京都府、福岡市で御提案になります。この枠組みの中で、地元でなければ思いつかない催しを行うことが全国で可能になりつつあります。

地元からの発案と言えば、福岡市で提案されたクリーニングに係わる手続の簡素化などというものは、現場から出てきた改革提案です。そういう現場で出てきたものはもちろん、お役所に直接言って、すぐできるものなら、それに越したことはないのですけれども、特区を通じてやったほうがよほど早いと思います。このように、地元発の課題解決に今後も特区を積極的に活用していただければと思います。

最後に、大阪府でなさる帯水層の冷暖房に関する緩和というのは、基本的には、冷暖房のために地下水を利用するスキームです。これに似たスキームが過去に大きな問題を起こしたことを我々はよく知っているわけですが、今回の大阪のスキームでは、冷暖房に利用した水を後で元に戻すわけです。元に戻したら、別に地下への影響はないだろうということで、それをさまざまな実証研究をやって、大丈夫であることがわかり、今回の提案になりました。冷暖房のために化石燃料を燃やす必要がないわけですから、これは地球温暖化対策の観点から見ると、すばらしい提案です。これも地元で気がつかれた課題に基いた良い提案だと思います。

○阿曾沼委員 各地区の御提案は、街の賑わい、人々の満足度向上、そしてより楽しい時間を創出していく上でとても重要なものばかりだと思います。現地現物現場主義の目線、

一般の国民の目線で、なぜできないのかと普通に思うことを普通にできるようにしていくことは、国家戦略特区の非常に重要なテーマだと思っています。当然のことながら安全確保に留意しながら、それぞれの御提案が可及的速やかに実施されて全国に広がっていくことを期待しています。是非実施に向け皆さん方の努力を継続していただきたいと思います。

もう一点、大阪のアイセンターであります。2014年に再生医療関連の新法が成立しました。それから早5年が経過しています。これらの関連法は、再生医療分野で日本が世界をリードして、ジャパニイニシアチブで推進していく目的であったと私は認識していますが、ひたひたと世界は日本を凌駕すべく法的対応、審査の迅速化、そして、臨床研究の推進を加速しています。相当な危機感を持って、このような先進的プロジェクトを支える仕組みが、今まさに必要だと強く思っています。

アカデミアはやる気を持っていますので、それを行政、また、民間が強く支えていく仕組み作り。そのためにも、神奈川県の大田区と共に大阪府の中之島が世界を引っ張る拠点になっていただきたいと思っております。

○山本参事官 他はいかがでしょうか。

内閣府側でいかがでしょうか。

大塚副大臣、お願いいたします。

○大塚副大臣 皆様、大変すばらしい提案をいただきまして、ありがとうございます。

私も着任して、色々な案件を見ておりますと、八代委員、八田議員等から御指摘のあったようなことは私も思っているところがございまして、全国展開できるものは何も特定地域だけでやっている必要はないだろうというものがかかなりあるように思います。

例えばクリーニングでロッカーを使えない。そんな規制があったのかということ自体が驚きでありまして、普通にクリーニング屋が玄関にひっかけておくだけで何がいけないのか。それをロッカーに入れるときに袋に入っていれば何の問題があるのだろうかというものがかなりあるように思います。例えばクリーニングでロッカーを使えない。そんな規制があったのかということ自体が驚きでありまして、普通にクリーニング屋が玄関にひっかけておくだけで何がいけないのか。それをロッカーに入れるときに袋に入っていれば何の問題があるのだろうかというものがかなりあるように思います。

こういったことを、せっかく緩和をしていくときに、必要以上に余計な条件をつけることがないように、また速やかに全国展開できるようにしていきたいと思っておりますし、事務局にもそのように指示を既に行っているところでございますので、皆様の提案が最大限有効に活用されるように頑張っていきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○山本参事官 ありがとうございます。

他によろしいでしょうか。

高島市長、お願いします。

○高島市長 私たち自治体は、やはり最初の特区ができたときのテーマとして、言い方としては、私たち特区に選ばれた地域はドリルの刃なのだということで、そのつもりでやってきているわけです。

いきなり規制を全国一律でばんと外すのではなくて、まずエリアを区切ってみて、これがうまくいけば、これを全国展開できるようにつなげるためにやっているわけですから、何も我々のエリアだけで、今、まさに副大臣お話しいただいたとおり、このクリーニングの話もそうですし、これまでたくさん出てきたものも全部そうで、我々も既に実績を上げているものもたくさんありますので、是非これをどこかの地域も使ってというより、そもそも、その規制自体を変えてしまって、申請とか手続なしで、みんなが使えるようにすることが大事なのかなと思います。

特区が始まってしばらく経って、我々は実績を上げて、ほら、大丈夫だったというものもたくさんありますので、是非そういうものから、そもそもの規制自体を変えていくということで、全国の皆さんが申請なしにして、こういう会議に出なくても当たり前に見えるように、是非御尽力、お力添えをよろしくお願いいたします。

○山本参事官 小池知事、お願いします。

○小池知事 ありがとうございます。今、色々と、特区はどうあるべきかといった本質論のお話も出ているかと思います。

今回御提案させていただきましたじゃがいも焼酎なのですが、前回、青ヶ島の「初垂れ」というものをお認めいただきましてありがとうございます。小さな島ですけれども、それによって観光客、インバウンドも加えまして、盛んになってきている。

私、以前、1993年ぐらいのときに規制改革を総務庁で担当させていただきました。そのときに手がけましたのが二つ。一つが携帯電話の買い切り制度。これは今の携帯電話の市場にあふれている、そのきっかけにもなったわけでございます。なぜできたかというのと、既得権が、新しいモバイルコンテンツという形がそこにはなかったからではないかと思えます。もう一つが地ビールの解禁でございました。それは当時の大蔵省の酒税と色々な議論をして、結局、年間の製造量が60キロリットルまで下げていいと。それによって、今、各地でさまざまな地ビールが地域の工夫によって、それが一つの呼び物になっていたりする。

今回、青ヶ島から今度は檜原村ということで御提案させていただきましたけれども、これも同じように、やはりスペシャルからジェネラルに変えていくことが重要ではないかと思えますし、今度は奥多摩のほうの焼酎を何にしようかと考えるよりは、日本全国でこれが展開できるようにしていくのが、この会議の一番の肝ではないかと思っておりますので、スペシャルからジェネラル化を進めることによって、一つ一つ、この会議に取り上げてい

くことがないような工夫をしていただきたく思いますので、北村大臣、大塚副大臣、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○山本参事官 お時間も限られて参りましたが、他によろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、ただいま御審議いただきましたこれら5区域の計画案につきまして、本日の合同区域会議で決定したいと存じますが、御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山本参事官 ありがとうございました。

それでは、次回の特区諮問会議にお諮りし、速やかに認定の手續に進めて参りたいと存じます。

最後に、北村大臣より御発言をお願いいたします。

○北村大臣 活発な御議論をいただきまして、本当にありがとうございました。

知事、市長、それぞれ自ら先頭に立たれて、積極的に規制改革メニューを活用していただいて、特区の取組がますます活発化しているということをお聞かせをいただき、実感を持つことができました。また、民間の有識者の皆様方には、本当に大変有意義な御意見を賜り、ありがとうございました。

本日の会議では、全国で初活用となる特例措置として、東京都から高度人材ポイント制度の特例の活用について、また、大阪府からは冷暖房に用いる地下水の採取に係る特例の活用について区域計画の提案がございました。

また、新たな規制・制度改革についても、福岡市からクリーニング業に係る規制緩和の御提案をいただきました。

本日御決定をいただいた区域計画は、速やかに特区諮問会議での審議、総理認定へと進めて参りたいと存じております。

どうぞ、今後とも規制改革による地方創生を加速するため、さらに積極的な改革提案、特区メニューの更なる御活用をお願い申し上げて御挨拶とさせていただきます。

本当に本日はありがとうございました。御礼申し上げます。

○山本参事官 ありがとうございました。

それでは、時間になりましたので、合同区域会議を終了いたします。

次回の日程につきましては、事務局より後日御連絡申し上げます。

本日はありがとうございました。